

令和6年度
保育園・認定こども園
入所等のしおり
- 北秋田市 -



このしおりには入所に必要な書類や、入所後の重要事項を記載しています。
新たに入所を希望される方はもちろんですが、すでに保育園等を利用されて
いる方もよくお読みになってお申し込みください。

◇問い合わせ先◇
〒018-3392 北秋田市花園町19番1号
北秋田市健康福祉部こども課こども応援係
電話：0186（62）6638

《支給認定について》

保育園・認定こども園を利用する場合、支給認定を受ける必要があります。希望する認定区分によって申込み手続きが異なりますのでご注意ください。なお、認定申請は入所申込と一体様式となっています。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設（北秋田市の場合）
1号認定	満3歳以上で、教育のみを必要とする子ども	認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園（保育園部）

※他市町村の保育園、認定こども園等の利用を希望する場合も北秋田市での支給認定が必要となります。

《保育を必要とする事由》

2号・3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。また、申し込みの際に該当事由を証明する書類を提出してください。（現況届の際も提出が必要です。）

保育を必要とする事由	保育必要量の認定区分	事由を証明する書類
① 就労	保育標準時間（月120時間以上の就労）	「就労証明書」
	保育短時間（月48時間以上の就労）	
② 妊娠・出産	保育標準時間	「申立書」、「母子手帳の写し」
③ 保護者の疾病・障害	保育標準時間	「申立書」、「医師の診断書」 または「障害者手帳の写し」
④ 同居親族の介護・看護	保育標準時間	「申立書」、「医師の診断書」 または「介護保険証」など
	保育短時間	
⑤ 災害復旧	保育標準時間	「申立書」（罹災証明書等状況が確認できるものを添付）
⑥ 求職活動	保育短時間	「申立書」継続は「求職活動報告書」
⑦ 就学・職業訓練 （起業準備）	保育標準時間	「申立書」（就学等の期間が確認できるものを添付） （起業準備の場合はご相談ください）
	保育短時間	
⑧ 虐待・DV	保育標準時間	※個別にご相談ください
⑨ 育児休業中	保育標準時間	休職期間が記入された「就労証明書」
	保育短時間	
⑩ その他	保育標準時間	※個別にご相談ください
	保育短時間	

※「保育標準時間」に該当する場合でも、ご希望であれば「保育短時間」に認定することができます。

※育児休業は、育児休業取得中に既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合に限り
ます。求職活動中の場合は育児休業に該当しません。

※次の事由に該当する場合は、入所期間が定められています。

②妊娠・出産・・・（出産前）概ね2ヶ月

（出産後）出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで

⑥求職活動・・・3ヶ月

（⑦就学等・⑨育児休業中・⑩その他については、事由や状況により期間が異なりますのでご相談ください。）

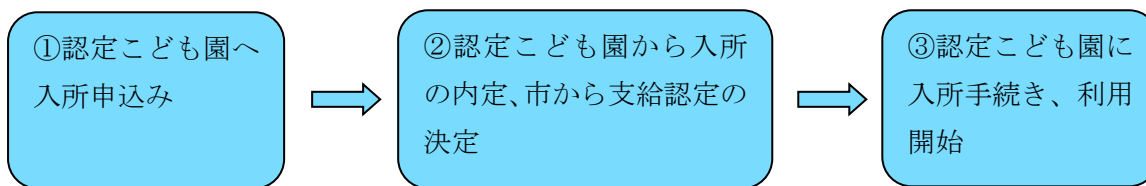
《保育の必要量について》

2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育園等を利用できる時間・料金が異なります。

保育の必要量	保育園等を利用できる時間
保育標準時間（鷹巣地区）	7：00 ～ 18：00 （最大11時間）
保育標準時間（合川・森吉・阿仁地区）	7：30 ～ 18：30 （最大11時間）
保育短時間（全地区共通）	8：00 ～ 16：00 （最大8時間）

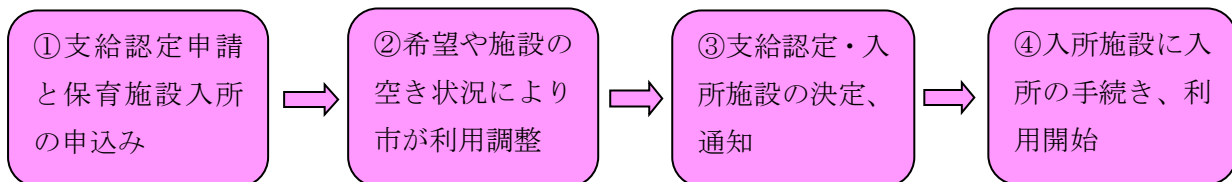
《保育の必要性の認定（現況確認）及び入所申込み》

○認定こども園幼稚園部（1号認定）の利用を希望の方



申し込みに必要な書類	書類の配布・受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・入所申込書（様式1）※1 ・すこやか子育て支援事業保育料助成申請書 ※1 ・利用料算定資料 ※2 	認定こども園しゃろーむ 認定こども園あいかわ保育園

○保育園・認定こども園保育園部（2号・3号認定）の利用を希望の方



申し込みに必要な書類	書類の配布・受付場所
<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定申請書兼入所申込書（様式1）※1 ・すこやか子育て支援事業保育料助成申請書 ※1 ・保育料算定資料 ※2 ・保育が必要な事由を証明する書類（就労証明書または申立書）※世帯全員分 	こども課こども応援係 各総合窓口センター 各出張所 各保育所

※1 児童1人につき1枚の提出をお願いします。

※2 保育料等算定資料は下記に該当する方のみ前住所地より取り寄せて提出してください。

令和5年1月1日以降に北秋田市に転入された方

①令和5年1月1日現在の住所地の「令和5年度住民税所得課税証明書」※保護者（原則として父母）分

令和6年1月1日以降に北秋田市に転入された方

①令和5年1月1日現在の住所地の「令和5年度住民税所得課税証明書」※保護者（原則として父母）分

②令和6年1月1日現在の住所地の「令和6年度住民税所得課税証明書」

※令和6年6月1日以降に発行されます

・児童手当や福祉医療（マル福）などで提出済みの場合はお知らせください。（再提出は不要です。）

○配付・受付期間

《年度当初》**令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）**

《年度途中》随時（入所希望日の1ヶ月前までにお申し込みください）

※受付期間後の申込や年度途中の入所希望については、随時審査を行って入所決定をします。

※施設に空きがない場合は入所できないことがあります。

《保育料等（1号認定、2・3号認定共通）》

令和6年4月1日現在の児童の年齢と、保護者（原則として父母）の合算した市町村民税額により決定します。4月分から8月分までは令和5年度市町村民税額、9月分以降は令和6年度市町村民税額が算定基準となります。なお、上記によって算定した保育料等には秋田県及び北秋田市から助成があるため、令和5年度より北秋田市に居住する全世帯において保育料等が無償です。（北秋田市外に居住しながら北秋田市の施設を利用している方々は、居住する自治体の算定基準によって保育料等が決定します。）

《入所決定後、入所するまで（1号認定、2号・3号認定共通）》

支給認定の決定、入所の可否をお知らせします。

《年度当初の方》**2月上旬頃**

《年度途中の方》入所希望日の2週間前頃

入所ができる場合は、入所日までに各施設にて面談、入所の説明があります。その後、医療機関等にて健康診断を受けていただきます。（日程や健康診断の場所等入所が決定した施設よりお知らせします。）

支給認定の決定は「支給認定決定通知書」にてお知らせします。「支給認定証」は交付を希望される方にお送りいたしますので、希望される方はこども課こども応援係にご連絡ください。

★ご留意いただきたいこと

○入所申込の内容が変更になった場合、利用時間や入所期間、保育料等が変更になることがありますのでこども課こども応援係または保育園等へご連絡ください。（例：勤務先の変更や転職、休業・離職等の就労状況の変化、転居や出生等の世帯状況の変化など。）

なお、利用時間や保育料等の変更は、変更申請のあった月の翌月1日からとなります。

○家庭で保育ができるようになった場合、退所していただく場合があります。

○入所申込が多い場合、保育を必要とする事由の優先度及び家庭の状況等によって順位を決定いたしますので、入所できない場合や、入所期間のご希望に添えない場合がございます。

入所できなかった場合には「入所保留通知書」を発行し、随時入所審査を行います。入所が可能になりましたらご連絡いたします。

○入所した当初は通常の保育時間より短い「ならし保育」が利用可能です。ご希望の際はご相談ください。

なお、育児休業中の方については原則として、復職日が月の1日～15日の期間内であれば復職月の前月1日から、復職日が月の16日～末日の期間内であれば復職月の1日から「ならし保育」が利用可能です。